（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第十五条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第四条の六の二第二十二項の表第百四十八条第二項の項」を「第四条の六の二第二十二項の表第百四十九条第二項の項」に、「第百四十八条第三項の表第二項の項の項」を「第百四十九条第三項の表第二項の項の項」に、

「

第四条の六の二第二十二項の表第百四十八条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十二項の表第百五十五条の十八の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十二項の表第百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十二項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十二項の表第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十二項の表第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十の表第百五十五条の四の二第一号の項		

第四条の六の二第二十の表第百五十五条の四の二第一号イの項	第四条の六の二第二十の表第百五十五条の四の二第一号イ⑴及び⑵

を

「

第四条の六の二第二十二項の表第百四十九条第三項の表第三項の項の項	租税施行	
	（租法	